

2014年(平成26年)8月26日(火曜日)



満期保険金の受取人に贈与税が、死亡保険金の受取人に相続税が、それぞれ課せられます。

③ 契約者と受取人が同一人の場合、満期保険金も死亡保険金も受取人に対し一時所得として所得税が課せられます。

④ 契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合、満期保険金も死亡保険金も受取人に贈与税が課せられます。

Q 生命保険の契約は、契約の仕方によって保険金を受け取ったときに、税金の負担が変わると聞きました。どのような扱いになるか、教えてください。

A 生命保険の契約には、契約者、被保険者並びに受取人という3者が登場します。契約者は保険契約をした人で、保険料を支払う人です。被保険者はこの保険契約の対象者で、この者に保険契約の事由が生じたときに保険金が支払われます。受取人は保険金を受取る者で、税金の納税者にもなります。

契約形態には、基本的に4つのパターンが想定できます。ここでは満期保険金と死亡保険金を一時に受取る場合を考えます。

① 契約者、被保険者、受取人がすべて同一人の場合、満期保険金の受取人に対し一時所得として所得税が課せられます。

② 契約者と被保険者が同一人の場合、

今回答えて頂いた先生



神谷 研氏
神谷研税理士事務所
(東海税理士会所属)

「赤ひげ事務所」と呼んでください。どんなことでも、「あっそうだ神谷にちよつと相談してみよう。頼んでみよう。」と頼れる身近で「便利な秘書」、「情報の宝庫」。インターネット会計、海外進出支援、他土業ネットワーク、特殊業種や決算予測会計、資産税にも明るい「安心」事務所です。
<http://kentax.gr.jp>

今一度、保険証券を眺めてみて契約形態を確認し、心配でしたらお近くの税理士に相談してみたらいかかでしょうか。

本稿では、満期保険金も死亡保険金も年金で受給する場合を省略していますが、契約形態によって課税される税金の種類が異なることがお分かりいただけたと思います。ただし、贈与税が課税される場合は多額な税額になります。

税理士 神谷 研
●東海税理士会所属
神谷研税理士事務所
〒424-0001 静岡県浜松市東区堀町1-1-10
☎052(979)1600

☎(0566) 77-2099